

令和4年10月19日

保護者様

加須市教育委員会教育長
加須市立加須東中学校長

当面の臨時休業等の目安の改正について

日ごろ、保護者の皆様には本校の教育活動の推進に際し、御理解と御協力をいただいておりますことに心よりお礼申し上げます。

現在、市内において新型コロナウイルス陽性者が確認された学校では、感染拡大防止対策として学級閉鎖等を実施してまいりました。

このような中、埼玉県教育委員会の通知を受け、学級において陽性者が確認された場合の本市の対応を以下のとおり変更することといたします。

つきましては、下記の内容について御確認の上、御理解と御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1 学級閉鎖について

陽性者が在籍する学級の児童生徒数により適用する目安を以下のとおりとし、該当する場合は、学級閉鎖を実施する。実施の検討にあたり、当該学級内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断する。期間は5日間程度を目安とする。

(1) 21人以上の学級

同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が合わせて10%以上いる場合

(2) 20人以下の学級

同一学級において、2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が複数いる場合

ただし、実施を検討するにあたり、以下のとおり取り扱う。

- ① 1人目の陽性者を認定するにあたり、当該陽性者が感染可能期間※に学校に来ていない場合は除く。
- ② その他の陽性者・体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）を認定するにあたり、同居家族等の濃厚接触者として自宅待機していた者が陽性者等になった場合、かつ、直近5日間に学校に来ていない場合等、当該陽性者等が1人目の陽性者との間で明らかに感染経路に関連がないと判断できる者に限り除く。

※感染可能期間は、発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間